

令和7年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務

2 目的

パンフレット等の作成や各種媒体を用いた広報活動により、県内外の学生等やその保護者に対し、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」及び支援企業の周知を行い、県内の産業人材の確保・定着につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

4 業務内容

委託する業務は、次の(1)、(2)とする。

(1) パンフレット等の作成

種 類	規 格	部 数
① パンフレット	日本産業企画A列4番フルカラー、二つ折り（4ページ）	5,000部
② チラシ	日本産業企画A列4番フルカラー、両面1枚	7,000部
③ ポスター	日本産業企画B列2番フルカラー	130部

【共通事項】

- 文章による説明ではなく、写真やイラスト等を用い、事業について分かりやすく伝わるようなデザイン・構成とすること。

【個別事項】

① パンフレットについて

- パンフレットは、大学や高等学校、市町村の他、就職イベント等で配布し、事業の周知を行うことを目的とする。
- パンフレットには、キャッチコピー、事業概要、利用者のメッセージ、県HPの事業紹介ページ等を掲載すること。
- 利用者のメッセージ等に係る取材・インタビューは、受託者にて行うこと。

(例) 表紙 …キャッチコピーなど。
2・3ページ目…利用者からのメッセージ
4ページ目 …事業概要（対象者、対象奨学金、支援金額等）及び県HPの事業紹介ページURLなど。

② チラシについて

- ・ チラシは、企業から学生等へ配布し、自社のPRに活用することを目的とする。
- ・ チラシには事業概要、県HPの事業紹介ページ等を掲載すること。
- ・ チラシの表面には、企業が各自で自社名等を印字するスペースを設け、自社が支援企業であるということをPR出来る構成・配置とすること。また、支援企業が差し込み印刷を行う事が出来るテンプレートを電子データで作成すること。

(例) 表面…事業概要やイメージ図など。

裏面…より詳細な概要（対象者、対象奨学金、支援金額等）及び県HPの事業紹介ページURLなど。

③ ポスターについて

- ・ ポスターは、大学や高等学校、市町村等の各機関で掲示し、事業の周知を行うことを目的とする。
- ・ ポスターには、パンフレットと同一のキャッチコピー、事業概要、県HPの事業紹介ページ等を掲載すること。
- ・ ポスターは、A4版以下の大きさに折りたたんで納品すること。

(2) 広報活動

LINE広告などウェブやSNSなどの媒体も用いて、当該事業や支援企業の周知を行うこと。この際、主なターゲットを県内の保護者及び進学割合に応じた九州圏域の若者に絞るなど効果的な広告とし、延べ100万人以上への発信、4万人以上のクリック数の獲得を目標にすること。

また、発信する内容は、単に事業等の内容を伝えるだけでなく、宮崎で働くことの魅力が伝わるよう動画素材の広告を組み込むなど工夫すること。

加えて、委託業務終了後には、広報活動の成果を数値で示した書類を作成し、県へ提出すること。

5 成果品

- ・ 作成したパンフレット、チラシ及びポスターは、令和8年2月20日（金）までに宮崎県総合政策部産業政策課へ納品すること。
- ・ 併せて、パンフレット、チラシ（差し込み印刷用のテンプレートを含む。）及びポスターの電子データを同期限内に納品すること。

6 その他の条件

- (1) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (2) 作成するパンフレット等やその他の広報活動における掲出物は、奨学金の貸与を受けた若者等がターゲット層であることを踏まえて、キャッチコピーやデザイン等を工夫すること。

7 委託料に計上できない経費

5万円以上の機械・器具等の備品購入費、租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）、諸経費等の支出内容が明らかでない経費。

8 委託業務終了後の報告について

委託業務を完了したときは、業務委託契約書第9条第1項の規定に基づき、直ちに業務の成果に関する報告書を作成し、県に提出すること。

9 その他

成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、宮崎県の承諾を必要とする。